

令和3年2月26日

ガス事業法第48条第1項ただし書の規定による 託送供給約款の制定不要の承認について

北海道経済産業局長から、旭川ガス株式会社（法人番号1450001000317）、帯広ガス株式会社（法人番号2460101000272）、岩見沢ガス株式会社（法人番号5430001046325）及び長万部町（法人番号6000020013471）によるガス事業法第48条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認申請に関する、ガス事業法第177条第1項第10号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第八号。その後の改正を含みます。）」における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該承認申請について、承認をすべきと考えられるため、別紙のとおり北海道経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

経済産業省

20210225 北海道第 6 号

令和 3 年 2 月 26 日

北海道経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款制定不要に係る承認について (回答)

令和 3 年 2 月 25 日付け 20210219 北海道第 10 号により、貴職から当委員会に意見を求められたガス導管事業者に対する託送供給約款制定不要に係る承認については、承認することに異存ありません。